

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（155）」

2. 日時：平成29年5月24日 13時35分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、大塚安全審査官、近田安全審査官、皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他18名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項について、説明があった。これに対し、原子力規制庁は引き続き内容について、確認することとした。

（2）原子力規制庁から、審査スケジュール設定の観点から、これまでに実施したヒアリングで追々とされている箇所について、当該箇所の内容を示す時期等を整理した資料の提出を指示するとともに、今後のヒアリング資料においては原則として追而（方針未定、評価・解析中など）を含まないものを提出することとし、入れざるを得ない場合は、その理由等を明らかにした資料を示すことを指示した。

（3）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 比較表

- ・ 東海第二発電所 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別冊 I 具体的対応の共通事項）（※非公開資料）